

# 多摩市公契約条例の特徴と制度運用の現状について

## — 二〇一八年調査の結果に基づき

正 木 浩 司

はじめに

連合北海道をはじめとする五団体で構成する「公契約条例を社会に広げることをめざすワーキングチーム」(以下、公契約WT<sup>①</sup>)は、公契約条例制定自治体における条例制定プロセスや運用の現状・課題、条例の効果などについて把握することを目的とした現地ヒアリング調査の実施を活動計画に掲げており、その第一回目として、二〇一八年八月八日、東京都多摩市の入札・契約の主管課の関係者などを対象にヒアリング調査を実施した。本稿は、同調査の結果について報告することを主な目的としている。

は全国に二二団体まで増えているが、多摩市は先進自治体の一つとして注目を浴びている。公契約WTは、二〇一七年六月に主催した市民シンポジウム<sup>②</sup>において、多摩市の取り組みに深く関わる古川景一弁護士を講師に招き、同市の取り組みの到達点などについて報告を受けた経緯があり、これが今次調査の対象に多摩市を選定する主な動機となった。今次調査では、同シンポジウムの内容も踏まえつつ、多摩市で条例制定の実現に至った背景、市の入札・契約の実施体制、制度の特徴、運用の現状・課題などについてさらに深掘りすることが目指された。

### 1. 条例制定までのプロセス

#### (1) 二〇〇六年の陳情の採択

多摩市において公契約に関わる動きが初めて見

られたのは、二〇〇六年三月、東京土建一般労働組合が多摩市議会(平成一八年第一回定例会)に対し「公共事業における賃金等確保法(公契約法)」の制定を求める意見書の提出に関する陳情」を提出したことである。市議会の会議録によると、二〇〇六年三月三〇日、共産党系および公明党系の議員が採択賛成の立場で意見を述べ、最終的に採択となった。

#### (2) 条例制定を選挙公約に掲げた市長の就任、検討の始まり

多摩市において現行の公契約条例が制定された直接的な背景としては、選挙公約に同条例の制定を掲げた阿部裕之氏が二〇一〇年四月の市長選で初当選し、条例制定に向けてリーダーシップを発揮したことがやはり大きい。

阿部氏は公約『政策へ多摩みらいビジョン』

<資料1> 多摩市公契約条例に関する年表

年	月日	事 項
2006	3月	東京土建一般労組、平成18年度第1回定例会市議会に、公契約法の制定に関する陳情提出、市議会採択
2008	8月	工事請負契約の一般競争入札で、総合評価落札方式の試行スタート
2010	4月21日	市長選の公約に公契約条例の制定を掲げた阿部裕之氏が初当選（2018年11月現在3期目）
	10月	庁内に「多摩市公契約制度調査検討委員会」（副市長、部長）、その補助組織として検討部会（課長、組合）設置
2011	6月11日	連合東京、多摩市内で「多摩市の公共サービス基本条例・公契約条例をめざすシンポジウム」開催
	6月30日	事業者アンケート実施（～7月15日）、地元事業者等を対象に、条例制定の賛否、賃金実態を調査
	8月26日	「多摩市公契約制度審査委員会」設置、第1回会合（10月まで5回開催）
	9月20日	「多摩市公契約条例制定に向けた基本的な考え方」策定、パブリックコメント実施（～10月11日）
	10月	事業者懇談会開催
	12月22日	「多摩市公契約条例」公布、第3条～第8条を除き一部施行
	〃	「多摩市公契約条例施行規則」公布・施行
2012	1月18日	条例第9条に基づき、「多摩市公契約審議会」設置、第1回会議
	4月1日	「多摩市公契約条例」全面施行、「多摩市公契約条例施行規程」公表・施行
	〃	総合評価落札方式を公契約条例の制定に合わせて本格導入
2013	3月19日	いわゆる労働者派遣法の法律名の改正を受け、条例第2条第4号イ改正、公布・施行
2016	12月22日	市の下水道事業への「地方公営企業法」全面適用を受け、条例第6条改正、公布（2017年4月1日施行）

の中で、「官製ワーキング・プアーを根絶します！／公契約条例を制定し、市発注の事業や業務委託などに携わる民間事業者にたいして市が定める最低賃金以上の給与支払いを義務づけます。／多摩市が契約する建設工事や委託事業に適用する公契約条例や、公共サービス基本条例の制定をめざします。」と記していた。

阿部市長の就任から程なく、市は以下の二つの組織を設置して、条例制定に向けた検討に着手した。

一つは、副市長一名と部長六名の七名で構成する庁内組織「多摩市公契約制度調査検討委員会」である。その補助組織として、課長七名と職員組合関係者二名で構成する「検討部会」も設置された。設置期間は二〇一〇年一月から二〇一一年八月まで。ここで、先進自治体の視察、条例素案の作成、事業者アンケートによる意見聴取に関することなどが検討された。なお、事業者アンケートは、過去に契約実績のある事業者などを対象に、二〇一一年六月七月に実施され、公契約条例の制定に対する賛否、賃金実態などが調査されている。

もう一つは、民間委員で構成する「多摩市公契約制度審査委員会」である。委員は、弁護士一名、労働者団体の代表二名（全建総連多摩地区協議会委員、連合東部第二地区協議会委員）、事業者代表二名（多摩市建設協力会会長、多摩商工会議所副会頭）の計五名で、二〇一一年八月から一〇月まで設置され、全五回の会議が開催されている。

ここでは、条例案、条例の施行についての重要事項などが検討事項とされた。

### (3) 「基本的な考え方」の作成と意見聴取

以上の取り組みを経て、市は二〇一一年九月、「多摩市公契約条例制定に向けた基本的な考え方」（以下、「基本的な考え方」）をまとめた。この中で、公契約や公契約条例の定義、条例の適用対象となる公契約の範囲（予定価格の基準額など）や労働者の範囲、公契約における賃金の最低額の算出基準、受注者連帯責任、受注者が整備・報告すべき台帳の内容、条例違反時の是正措置などを提示した。条例適用対象の予定価格の基準額や賃金最低額の算出基準では具体的な金額も提示されており、現行制度の基本的な枠組みはこの時点ではほぼ固められていることが見て取れる。

「基本的な考え方」は、同年九月二〇日～一月一日、パブリック・コメントにかけられ、一人五二項目の意見が寄せられた。市によれば、主な意見として、労働条件の適正な確保にかかる受注者の責務の明確化や、条例施行後の実施状況の検証などについて規程の追加を求める声があったとされている。

### (4) 条例の制定

市は、市議会総務常任委員会への進捗状況報告

（二〇一一年九月）、事業者懇談会の開催（同一月）、市議会総務常任委員会との公契約条例検討会の開催（同一月）を経て、二〇一一年二月、市議会（平成二三年第四回定例会）に「多摩市公契約条例案」を上程した。同条例案は同月二一日をもつて全会一致で可決された。

成立した「多摩市公契約条例」（平成二三年二月二二日条例一九号）は、二〇一一年二月二二日公布され、第三条～第八条を除く条項が施行された。第三条～第八条は二〇一二年四月一日の施行とされた。

また、全面施行に先立ち、条例第九条に基づき、「多摩市公契約審議会」が二〇一二年一月に設置された。審議会委員は、多摩市公契約制度審査委員会のメンバー五人が継続して就任した。

なお、公契約条例の全面施行に合わせて、二〇〇八年八月より試行されていた総合評価落札方式が二〇一二年度から本格的に実施されることとなった。

公契約審議会および総合評価落札方式の詳細については後述する。

## 2. 公契約制度の実施体制

### (1) 入札・契約の主管課とその専決区分

二〇一八年現在、多摩市における入札・契約の主管課は、総務部の総務契約課である。同課の所

掌事務には公契約条例に関する業務全般が含まれる。

同課には以下の三つの係が属する。すなわち、庁舎（空調設備、駐車場など）管理と工事の検査を所掌する総務検査担当一、表彰・式典を所掌する総務検査担当二、入札・契約を所掌する契約係である。

公契約条例関連も含め、入札・契約に関する業務を中心に担うのは契約係である。契約係の職員配置は五名体制で、契約係長一名のもと、物品担当職員と工事・委託契約担当職員がそれぞれ二名ずつ配置されている。

専決区分上、総務契約課による取り扱いは、予定価格一三〇万円以上の工事請負契約、同五〇万円以上の業務委託契約、同一〇万円以上の消耗品の購入契約とされている。「地方自治法施行令」（昭和二二年五月三日政令第一六号）別表第五（第一六七条の二関係）の定める随意契約可能上限額を一つの基準としながら、総務契約課と各原課との間で取り扱いの分担が行われている様子が見える。また、基本的に各案件の内容に関することは各所管課で対応しつつも、契約に関する業務は総務契約課に集約しているとのことである。

### (2) 多摩市公契約審議会

多摩市公契約審議会は、公契約条例に基づき、労務報酬下限額や同条例に係る重要事項の調査審

議などを行うことを目的として、先述のとおり、多摩市公契約制度審査委員会を前身として二〇一二年一月に設置された。

審議会の委員は、前身の審査委員会と同じく、有識者一名、労働者団体代表二名、事業者代表二名の計五名で構成される。「ILO第一四四号条約」（一九七六年作成／一九七八年効力発生／二〇〇三年六月一四日、日本での効力発生）の規定する、労働者代表、使用者代表、公益代表の三者構成による審議会の要件を備えたものである。

委員の任期は二年で、二〇一八年一月一八日から四期目の体制に入っている。五名のうち三名は、前身の審査委員会時代から継続して委員を担っており、審議会設置当初から会長を歴任する古川景一弁護士もその一人である。

会議の開催頻度は、二〇一三年度以降は年間五回開催するというサイクルを確立している。例えば二〇一六年度では、五月、六月、八月、一〇月、一月に開催されている。八月の開催は次年度予算の概算要求が始まる前であること、一〇月は地区別最低賃金の改定が行われることを踏まえて、翌年度の労務報酬下限額に関する中間答申をまとめることが意識されている。関係制度の動向に目配りをしながら、公契約制度の運用に支障が出ないよう配慮されていることがうかがえる。

答申は現状では毎年二つのものがまとめられている。一つは翌年度の労務報酬下限額に関するもの、もう一つは公契約条例に関する重要事項や今

後検討すべき課題などを指摘したものである。

### 3. 多摩市の公契約制度の概要・特徴

多摩市の公契約条例・制度の概要や特徴、条例が全面施行された二〇一二年から数えて七年目となる二〇一八年度現在の制度運用の現状について以下に整理する。

なお、条例はこれまで二度の改正を経ているが、いずれにおいても公契約制度自体の改定は行われていない<sup>3)</sup>。

#### (1) 全体的な構造

多摩市の公契約制度は、条例第六条に「市長等は、公契約等において、受注者及び受注関係者が、労働者等（略）に対し、市長が定める額（労務報酬下限額）以上の賃金等を支払わなければならないことを定めるものとする」と規定されていることに、制度全体を方向付ける大きな特徴がある。

これが仮に「…支払わなければならない」という表記であれば、市が受注者等に労務報酬下限額以上の賃金等の支払いを命じたかたちになり、公権力が上から制限をかける公契約「規制」になる。しかし、多摩市条例はそうは規定せず、「…支払わなければならないことを定めるものとする」と表記している。これはつまり、契約上の措置として、発注者（市）と受注者（事業者）の双方の合

意のもと、契約の中に、受注者が負う労務報酬下限額以上の賃金等の支払い義務を書き込むことを求めるものである。これは規律し整えるという原理に基づく公契約「規整」と称される<sup>5)</sup>。

その上で、多摩市の条例が契約への記載を求める事項は、労務報酬下限額以上の賃金等を支払わなければならないこと（第六条第一項）に加え、別表（第八条関係）に定める一八項目とされている（資料2）。これら一八項目は、契約上の措置として、発注者と受注者の間で合意された義務となる。

#### (2) 公契約における条例の適用範囲

公契約における条例の適用範囲は、条例第五条に基づき、①工事・製造の請負契約、②業務委託契約、③公の施設の指定管理者制度における指定管理協定、の三分野において以下のように規定されている。

第一の工事・製造の請負契約では、予定価格五〇〇〇万円以上の案件と、予定価格にかかわらず市長が特に必要と認めた案件に適用される。

第二の業務委託契約では、年間委託費の予定価格が一〇〇〇万円以上で、「多摩市公契約条例施行規則」（平成二十三年二月二日規則第四三号）（以下、施行規則）第三条第一項に定める案件と、予定価格にかかわらず市長が特に必要と認めた案件に適用される。二〇一八年現在では以下の八種

<資料2> 多摩市公契約条例・別表（第8条関係）

1 公契約等に係る労働条件	受注者は、第2条第5号ア又はイに該当する労働者の労働条件に関して、次に掲げる法令等を遵守しなければならないこと。 (1) 労働基準法 (2) 労働組合法（昭和24年法律第174号） (3) 労働安全衛生法（昭和47年法律第57号） (4) 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和47年法律第113号） (5) 労働契約法（平成19年法律第128号） (6) 短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律（平成5年法律第76号）第2条に規定する短時間労働者にあつては、同法第5条第1項に規定する短時間労働者対策基本方針
2 公契約等に係る請負条件	受注者は、第2条第5号ウに該当する者と請負契約を締結するに当たっては、前項各号に掲げる関係法令の趣旨を尊重した契約条件としなければならないこと。
3 継続雇用	受注者は、継続性のある業務に関する公契約等を締結する場合は、当該業務に従事する労働者の雇用の安定並びに当該業務の質の維持及び継続性の確保に配慮し、当該公契約等の締結前から当該業務に従事していた労働者のうち希望する者を、特段の事情がない限り雇用するように努めること。
4 受注者の連帯責任	受注関係者が労働者等に対して支払った賃金等の額が労務報酬下限額を下回ったときは、その差額分の賃金等について、受注者は当該受注関係者と連帯して支払う義務を負うこと。
5 台帳の整備等	受注者は、労働者等の氏名、従事する職種、従事した時間、賃金等を支払われるべき日その他規則等で定める事項を記載した台帳を作成し、作業所等に備え、その記載事項について、市長等が指定する期日までに市長等に報告しなければならないこと。
6 労働者等への周知	受注者は、次に掲げる事項を、作業所等の労働者等が見やすい場所に掲示し、又は書面を交付すること。 (1) この条例が適用される労働者等の範囲 (2) 労務報酬下限額 (3) 賃金の支払いについて受注者に連帯責任があること。 (4) 労働基準法に規定する所定労働時間及び休日 (5) 次項の申し出をする場合の連絡先 (6) 次項の申し出をしたことを理由として、解雇、請負契約の解除その他不利益な取り扱いを受けないこと。
7 労働者等の申し出	労働者等（労働者等であつた者を含む。第9項及び第10項において同じ。）は、受注者又は受注関係者が当該労働者等に対して負う義務を履行していないと認められるときは、市長等又は受注者若しくは受注関係者に申し出ることができること。
8 不利益取扱いの禁止	受注者及び受注関係者は、前項の申し出をしたことを理由として、その労働者等に対し、解雇、請負契約の解除その他の不利益な取り扱いをしてはならないこと。
9 受注者に対する報告及び立入検査	市長等は、次の各号のいずれかに該当する場合は、受注者に対して必要な報告を求め、又はその職員に、当該事業所に立ち入り、労働者等の労働条件若しくは契約条件がわかる書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができること。 (1) 労働者等から第7項の申し出があつた場合 (2) この条例に定める事項の遵守状況を確認するために必要があると認める場合
10 受注関係者に対する報告及び立入検査	受注者は、受注者と受注関係者との間の契約において、市長等が前項各号のいずれかに該当すると認めた場合は、受注関係者に対して必要な報告を求め、又は市職員をして当該事業所に立ち入り、労働者等の労働条件等若しくは契約条件がわかる書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができること。
11 身分証明書の携帯及び提示	前2項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があつたときは、これを提示すること。
12 是正命令	市長等は、第9項又は第10項の報告又は立入検査の結果、受注者又は受注関係者がこの条例の規定に違反していると認めるときは、当該受注者に対し、速やかに当該違反を是正するために必要な措置を講ずることを命じること。
13 是正報告	受注者は、前項の規定により違反を是正するために必要な措置を講ずることを命じられた場合には、速やかに是正の措置を講じ、市長等が定める期日までに、市長等に報告しなければならないこと。
14 公契約等の解除	市長等は、受注者又は受注関係者が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該公契約等を解除する（当該公契約等が指定管理協定であるときは、当該指定管理協定に関する公の施設の管理の指定を取消し、又は期間を定めて当該業務の全部若しくは一部の停止を命ずる。）ことができること。 (1) 第9項若しくは第10項の報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は第9項若しくは第10項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をしたとき。 (2) 第12項の命令に従わないとき。 (3) 前項の報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき
15 解除の効果	前項の規定により公契約等を解除又は指定管理協定に関して指定を取消し若しくは業務の停止を命令（以下「解除等」という。）した場合において、受注者及び受注関係者に損害が生じても、市長等は、その損害を賠償する責任を負わないこと。
16 公表	市長等は、公契約等の解除等をしたとき、又は公契約等の終了後に受注者若しくは受注関係者がこの条例の規定に違反したことが判明したときは、別に定めるところにより公表すること。
17 損害賠償	受注者は、公契約等の解除等によって市に損害が生じたときは、市長等がやむを得ない理由があると認めるときを除き、その損害を賠償しなければならないこと。
18 違約金	市長等は、受注者がこの条例の規定に違反したときは、違約金を徴収することができること。

の業務に適用されている。

- ① 施設又は公園の管理業務（市役所本庁舎等総合管理業務委託など）
- ② 施設・下水道管渠等清掃業務（公共下水道管渠調査清掃業務委託など）
- ③ 街路樹等の維持管理業務（小中学校他樹木管理業務委託など）
- ④ 可燃物等の収集運搬業務（可燃物等収集運搬業務委託など）
- ⑤ 送迎バスの運行業務（移動教室及び合同実踏送迎要バス借上など）
- ⑥ 子育て支援に関する業務（学童クラブ運営業務委託など）
- ⑦ 高齢者支援に関する業務（通所型短期集中予防サービス事業業務委託など）
- ⑧ 障がい者支援に関する業務（地域活動支援センター事業業務委託など）

第三の指定管理協定では、市長もしくは市教育委員会が必要を認めたものに適用される。二〇一八年現在は、施行規則第三条第二項により、二九施設の指定管理協定に適用となっている。

図表1は、条例施行後、公契約制度が適用された契約の件数を分野別に一覧化したものである。

二〇一七年度と二〇一七年度を単純に比較すると、工事は四倍と大幅に増加、委託は約三五％の増加（四八件↓七四件）である。指定管理は施設数ではなく協定の数だが、この六年間は六〜七件の水準を維持している。

＜図表1＞ 多摩市の公契約制度適用契約・協定の件数（2012～17年度）

	工事・製造	業務委託	指定管理
2012	6	48	6
2013	16	74	6
2014	13	78	6
2015	16	77	7
2016	26	74	7
2017	25	74	7

※ 多摩市提供資料(2018年8月8日入手)に基づき、2018年10月、正木作成。

(3) 条例の適用対象の労働者の範囲

条例の適用対象となる労働者については、条例第二条第五号により、以下のように規定されている。

ア 受注者又は下請負者（同居の親族のみを使用する者を除く。）に雇用され、公契約等に係る業務に従事する労働基準法（昭和二十二年法律第四九号）第九条に規定する労働者（家事使用人を除く。）

イ 労働者派遣法の規定により公契約等に係る業務に派遣される者

ウ 自らが提供する労務の対価を得るため、受注者又は下請負者との請負の契約により公契約等に係る業務に従事する者

すなわち、元請けの事業者には雇用される労働者、下請け・再委託の事業者には雇用される労働者、派遣労働者、いわゆる一人親方である。

これらの条例適用対象の労働者には、条例の別表により、以下の二つの権利が保障される。一つは申し出を行う権利（第七）で、受注者等が義務を履行していないと認められる場合、市等にその旨を申し出ることができる。もう一つは不利益取扱いの禁止（第八）で、右記の申し出を行った場合、そのことを理由に解雇や請負契約の解除などの不利益な取扱いを受注者等から受けないことである。

なお、多摩市の制度の主な特徴の一つとして、満六〇歳以上の者は条例の適用除外となっていること（条例第二条第五号）が挙げられる。これは高齢者の雇用機会の確保が企図されていることである。

(4) 労務報酬下限額の算出にあたっての考え方

労務報酬下限額は、市長が公契約審議会に諮問し、審議会の答申を踏まえて毎年度改定されている。

図表2は、二〇一七〜一八年度の労務報酬下限額の推移をまとめたものである。現状を見る限り、多摩市では、①業務委託・指定管理協定、②工事等の熟練労働者以外の者（以下、未熟練労働者）、③工事等の熟練労働者、の三つの区分で、それぞれ

<図表2> 多摩市の公契約における労務報酬下限額および算定根拠の推移（2012～18年度）

年度	適用対象労働者					(参考) 東京都の 最低賃金
	業務委託8職種・指定管理		工事等の熟練労働者以外		工事等の熟練労働者	
	下限額	根拠	下限額	根拠		
2012年度	903円	生活保護基準(19歳単身、1級地-1)を基に、公務員の年間労働時間数(祝祭日除く)で割り返した	903円	業務委託8職種・指定管理の根拠と同じ	2011年度公共工事設計労務単価の90%	837→850円
2013年度	同上	同上	同上	同上	同上	850→869円
2014年度	同上	同上	同上	同上	同上	869→888円
2015年度(4～9月)	同上	同上	988円	2014年10月1日公共工事設計労務単価の軽作業員÷8時間×90%×65%	2014年10月1日公共工事設計労務単価を8で割り返した1時間当たり単価の90%	888→907円
2015年度(10月以降)	907円	東京都の最低賃金の上昇(前年度比19円増の907円)を勘案	988円			
2016年度	930～1280円	事業者の賃金実態や最低賃金の上昇幅を勘案し、職種別下限額を設定(図表3)参照	988円	前年度と同額	2015年10月1日公共工事設計労務単価を8で割り返した1時間当たり単価の90%	907→932円
2017年度	962～1280円	同上	1000円	市場の賃金実態等を勘案	2016年10月1日公共工事設計労務単価を8で割り返した1時間当たり単価の90%	932→958円
2018年度	990～1290円	同上	1000円	同上	2017年10月1日公共工事設計労務単価を8で割り返した1時間当たり単価の90%	958→985円

※ 多摩市総務契約課「多摩市公契約条例～制定までの歩みと概要～」(2018年1月)(ヒアリング当日提供資料、2018年8月8日入手)に基づき、2018年10月、正木作成。

<図表3> 多摩市の公契約における業務委託の職種別労務報酬下限額の推移（2012～18年度）

(単位:円)

	職種別下限額設定の導入前		職種別下限額設定の導入後			
	2012年度～ 2015年度前半	2015年度後半	2016年度前半	2016年度後半	2017年度	2018年度
公園管理業務等	903	907	965	965	975	995
街路樹維持管理	903	907	1,000	1,000	1,010	1,010
下水管渠清掃等	903	907	1,280	1,280	1,280	1,290
可燃物等収集運搬業務	903	907	946	946	962	1,025
学校給食センター調理等業務	903	907	946	946	962	1,070
学童クラブ(週25時間)	903	907	930	932	962	990
上記以外	903	907	946	946	962	990
東京都の最低賃金	837→888	907	907	932	932→958	958→985

※ 多摩市総務契約課「多摩市公契約条例～制定までの歩みと概要～」(2018年1月)(ヒアリング当日提供資料、2018年8月8日入手)に基づき、2018年10月、正木作成。

＜図表４＞ 多摩市の公契約における工事等の熟練労働者の労務報酬下限額（１時間あたり）の推移  
（2012～18年度）

（単位：円）

職種	2012年度	2013年度	2014年度	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度
特殊作業員	1,902	1,947	2,318	2,430	2,475	2,555	2,543
普通作業員	1,530	1,575	1,935	2,127	2,160	2,228	2,217
軽作業員	1,227	1,215	1,440	1,520	1,542	1,598	1,587
造園工	1,800	1,767	2,105	2,217	2,262	2,240	2,262
法面工	1,902	2,015	2,453	2,655	2,745	2,847	2,892
とび工	1,935	2,082	2,475	2,678	2,768	2,870	2,915
石工	2,160	2,183	2,600	2,735	2,780	2,745	2,903
ブロック工	2,195	2,160	2,465	2,588	2,655	2,532	2,690
電工	2,160	2,172	2,442	2,543	2,655	2,622	2,667
鉄筋工	2,048	2,105	2,498	2,700	2,790	2,892	2,937
鉄骨工	1,823	1,947	2,340	2,532	2,610	2,700	2,745
塗装工	1,992	2,150	2,555	2,768	2,858	2,960	3,015
溶接工	2,240	2,295	2,735	2,960	3,060	3,173	3,230
運転手(特殊)	1,947	1,925	2,273	2,385	2,430	2,510	2,498
運転手(一般)	1,598	1,587	1,880	1,980	2,015	2,082	2,070
潜かん工	2,318	2,330	2,690	2,915	2,993	3,150	3,207
潜かん世話役	2,757	2,768	3,195	3,443	3,545	3,725	3,792
さく岩工	1,970	2,060	2,442	2,645	2,745	2,982	3,038
トンネル特殊工	1,980	2,138	2,532	2,745	2,835	2,937	2,993
トンネル作業員	1,733	1,845	2,183	2,363	2,453	2,555	2,600
トンネル世話役	2,307	2,430	2,892	3,128	3,230	3,365	3,420
橋りょう特殊工	2,217	2,273	2,690	2,937	3,038	3,150	3,207
橋りょう塗装工	2,307	2,363	2,802	3,027	3,140	3,275	3,330
橋りょう世話役	2,555	2,622	3,105	3,365	3,477	3,600	3,668
土木一般世話役	2,127	2,150	2,465	2,588	2,622	2,588	2,622
高級船員	2,588	2,543	2,915	3,060	3,105	3,072	3,105
普通船員	2,003	1,980	2,273	2,397	2,442	2,420	2,453
潜水士	2,960	3,128	3,713	4,017	4,152	4,298	4,377
潜水連絡員	2,082	2,150	2,555	2,768	2,858	2,960	3,015
潜水送気員	2,070	2,138	2,532	2,745	2,835	2,937	2,993
山林砂防工	2,307	2,285	2,712	2,870	2,870	2,835	2,870
軌道工	3,365	3,455	4,095	4,433	4,580	4,737	4,815
型わく工	1,868	1,913	2,273	2,565	2,645	2,735	2,780
大工	2,093	2,160	2,565	2,780	2,858	2,690	2,735
左官	1,992	2,048	2,510	2,712	2,802	2,903	2,948
配管工	2,025	1,947	2,195	2,295	2,330	2,307	2,352
はつり工	1,857	1,935	2,385	2,577	2,532	2,633	2,678
防水工	2,037	2,195	2,700	2,925	3,027	3,140	3,195
板金工	1,958	2,048	2,520	2,723	2,813	2,915	2,970
タイル工	2,003	2,060	2,442	2,645	2,712	2,385	2,430
サッシ工	1,868	1,913	2,330	2,520	2,600	2,690	2,735
屋根ふき工	1,823	1,823	1,575	1,643	1,643	1,643	1,643
内装工	1,925	1,970	2,397	2,588	2,802	2,903	2,948
ガラス工	1,835	1,868	2,228	2,420	2,510	2,610	2,655
建具工	1,755	2,105	2,498	2,600	2,453	2,555	2,600
ダクト工	1,800	1,800	2,115	2,307	2,307	2,285	2,330
保温工	1,890	1,857	2,082	2,250	2,330	2,318	2,363
建築ブロック工	1,868	1,868	2,465	2,397	2,465	2,465	2,510
設備機械工	1,992	1,913	2,250	2,363	2,375	2,352	2,397
交通誘導員A	1,092	1,092	1,272	1,395	1,440	1,530	1,565
交通誘導員B	1,002	968	1,137	1,227	1,250	1,317	1,350

※ 多摩市ウェブサイト掲載の「労務報酬下限額等」(平成24～30年度)に基づき、2018年10月、正木作成。

れの下限額とその算出根拠（考え方）を示すかたちになっている。

## ア 業務委託・指定管理協定

二〇一二年度から二〇一五年度前半期（二〇一五年四月～九月三〇日）までは「生活保護基準（一九歳単身、一級地一）」を基に、公務員の年間労働時間数（祝祭日除く）で割り返す」という考え方に基づき、公契約制度適用対象の全職種・全協定における下限額を一律九〇三円としていた。

しかし、二〇一五年一月一日に適用となった東京都の最低賃金が九〇七円（前年度比一九円増）となり、右記の下限額（九〇三円）を上回ったことを受け、二〇一五年度後半期（二〇一五年一月一日～二〇一六年三月三十一日）における下限額を東京都の最低賃金を基準として九〇七円に引き上げた。

さらに二〇一六年度以降は、**図表3**のとおり、業務の質の確保などを目的に、職種別で下限額を定める方式に切り替わった。この方式の拡大が審議会で引き続き検討されている。

## イ 工事等の熟練労働者以外の者

二〇一二～一四年度は業務委託・指定管理協定と同じ区分に含まれ、「生活保護基準（一九歳単身、一級地一）」を基に、公務員の年間労働時間数（祝祭日除く）で割り返す」という考え方で算定されていたが、二〇一五年度以降は業務委託・指定管

理協定の区分から分離され、独自の考え方に基づいて算出されるようになった。

二〇一五年度から採用された考え方は、「二〇一四年一月一日公共工事設計労務単価の軽作業員の一時間あたり単価の九〇％に六五％を乗じた額」（九八八円）を下限額とし、二〇一六年度もこれを継続した。

二〇一七年度以降は考え方を再び改め、「市場の賃金実態等を勘案することとし、二〇一七年度および二〇一八年度は一〇〇〇円を下限額としている。

## ウ 工事等の熟練労働者

当初から「前年度の公共工事設計労務単価の九〇％」を下限額とすることで一貫しているが、二〇一五年度からは、当初からの基本的な考え方を続けて採用しつつも、「前年一月一日現在の公共工事設計労務単価を八で割り返した一時間あたり単価の九〇％」を下限額としている。

二〇一二～一八年度における工事等の熟練労働者の労務報酬下限額の推移については**図表4**にまとめたとおりである。

## (5) 受注者が市に提出する労務台帳の記載内容と確認事項

公契約制度の適用になった工事や業務委託などの受注者（元請けの事業者）は、**条例第八条**、**施**

行規則第四条に従い、労務台帳を毎月作成し、市に提出する義務を負う。

労務台帳に記載する内容は、**条例別表（第八条関係）**第五項によれば、従事者等の氏名、従事する職種、従事した時間、賃金等を支払われる日、その他規則等で定める事項、とされている。その他規則で定める事項は、**施行規則**第四条により、①公契約等の契約番号及び件名、②公契約等の履行場所、履行開始日及び履行期限、③受注者等の氏名及び所在地（法人その他団体にあつては、名称及び代表者の氏名並びに事務所所在地）、担当者名、担当部署及び連絡先、④労務報酬下限額、⑤賃金等の支払方法、⑥公契約等の業務に従事した時間数、⑦労務報酬下限額に次条に規定する算定労働時間数を乗じた基準額、の七項目が定められている。

市の作成する台帳のフォーマットは、表計算ソフト（エクセル）で作成された表であり、**条例施行後**、徐々に担当職員らの手により現行のかたちに変更されてきたものである。表中には計算式が組み込まれており、受注者が従事者の氏名、職種、時間数（入力必須の労働日数、所定労働時間、総労働時間と、該当がある場合のみに入力する時間外労働時間、深夜労働時間、休日労働時間）を入力すれば、自動的に、算定労働時間数、労務報酬下限額、基準額（月あたりの合計額）が表示されるようになってい

る。市は提出された台帳に基づき、労務報酬下限額

を上回る賃金等を事業者が労働者に支払っているかを確認するとともに、品質確保の観点から、従事者は熟練者を八割以上確保し、未熟練者を二割以下に抑えるよう各事業者に求めている。賃金支出を抑えるために未熟練者を多く雇うと、品質が十分に確保されないためである。労務台帳のフォーマットでは、この点もチェックできるよう配慮されている。<sup>6)</sup>

以上の点が全てクリアされれば、表の中央付近にある「労務報酬下限額確認」の項目の右欄に「上記労務報酬計算期間における下記労働者に支払った報酬額は、各労働者に支払われるべき下記基準額を超えていることを確認しました。」と表記される。

台帳の作成をめぐっては、毎年の事業者アンケートでも当初から苦情が多いとのことであり、受注者側の負担の大きさがうかがえる。特に元請けは、下請け事業者の雇う従事者に関することも、自らの責任で台帳に記載しなければならぬ。一方、提出を受ける市所管課の側も、確認作業自体が大きな負担になりうる。

受注者と市所管課の負担を減らす工夫として、第一に、市の作成した統一のフォーマットを用いていることが挙げられる。各事業者がそれぞれの様式でつくる台帳を全て確認するのは統一性がないため非常に困難であり、これに比べると、記入の様式を統一化すること自体、受注者側が提出する情報を絞り込み、市所管課側の確認作業を効率

化する効果が期待できる。

第二に、先述のとおり、受注者が基本的な情報を入力することで、市がチェックするべき事項が自動的に計算されるよう統一フォーマットが設計されていることである。これにより、受注者側の入力作業が簡易化され、早期の作業の習熟も期待できる。記入内容に不備などがあれば、市から当該事業者に連絡をするという。

市によると、労務台帳については、制度施行当初、総務契約課および各原課は事業者とのやりとりで一定の苦労があった。市と事業者の双方にとって実効的な仕組みを相互に確認しながらつくっていくことが重要であるという。

#### (6) 受注者の連帯責任、契約違反の罰則など

条例適用対象労働者に労務報酬下限額を下回る賃金が支払われた場合、その対応としては、まず条例の別表に「受注者の連帯責任」として、「受注関係者が労働者等に対して支払った賃金等の額が労務報酬下限額を下回ったときは、その差額分の賃金等について、受注者は当該受注関係者と連帯して支払う義務を負うこと」と規定されている。労務報酬下限額を下回る賃金を支払った直接の当事者が何次下請け者であろうが、下限額を下回った分の差額の支払いは、連帯責任で受注者（元請け）が支払い義務を持つ。

あわせて、前節で紹介したとおり、条例適用対

象となった労働者には、別表により、賃金等の額が労務報酬下限額を下回ったとき、申し出を行う権利と、不利益取扱いの禁止が保障されている。

適用対象労働者から右記の申し出が市に対してなされた場合、あるいは、市の判断で必要と認められる場合、市は「受注関係者に対して必要な報告を求め、又は市職員をして当該事業所に立ち入り、労働者等の労働条件等若しくは契約条件がわかる書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができること」としている。

その上で、右記の報告や立入検査の結果、受注者や下請け者がこの条例の規定に違反していると認めるときは、市長等は、当該受注者等に対し、速やかに当該違反を是正するために必要な措置を講ずることを命じることができるとしている。一方、違反の是正命令を受けた受注者は、「速やかに、是正の措置を講じ、市長等が定める期日までに、市長等に報告しなければならないこと」とされている。

さらに、違反をした受注者が、是正命令に従わない、虚偽の報告、立入検査の拒否・妨害・忌避などの対応をした場合には、市は、損害賠償責任を負うことなく、当該公契約等を解除することなどができるとしている。

違反した事業者に対する罰則としては、事業者名の公表、市の受けた損害の賠償のほか、違約金の徴収も可能とされている。

(7) 条例制定後、入札・契約の主管課の仕事はどう変わったか

公契約条例に関する業務も含め、入札・契約に関する事務・業務を所管する総務契約課に、同条例制定後において、制定前と比べてどのような変化があったか尋ねたところ、第一声として「仕事が増えた」と回答された。

実際、条例の制定により、総務契約課で対応する主な業務としては以下のものが増えている。

第一は、前節で紹介した、受注者が市への提出を義務づけられている労務台帳を受け取り、労働者に労務報酬下限額以上の賃金等が支払われているか、労働者のうち熟練労働者が八割以上確保されているかを確認する作業である。条例に従い、台帳は毎月提出することとされており、総務契約課にはそれらの確認の作業が相応に求められる。

第二に、公契約審議会の運営に関する業務である。会議の開催にあたっての民間委員への連絡や調整などに関する業務のほか、毎回の会議に提出される説明資料の作成の作業もある。資料の内容としては、審議会のウェブサイトを見る限り、毎年実施している受注者アンケートの結果のまとめ、市内の賃金実態に関する情報収集など、一定の時間と労力を要するものも含まれる。

第三は、各原課への予算要求の際の指導である。次年度予算の概算要求が始まるにあたっては、総務契約課から各原課に対し、公契約条例の趣旨を

踏まえた水準で、工事や業務委託などの関係予算の要求をするよう通知が行われる。

あわせて、次節で述べるように、多摩市の場合、公契約条例の全面施行に合わせ、総合評価落札方式も本格実施となっている。これも総務契約課の業務を相当増やす原因となりうる。

これらの業務が増えているにもかかわらず、多摩市の場合、契約係の職員の増員や、公契約担当職員の配置などの対応をこの間行っていない。そのため、現状では専ら総務契約課長と契約係長がこれらの業務を担当しているとのことである。限られた職員数で増加した業務に対応するため、前節で紹介した労務台帳の確認作業上の負担軽減など、工夫が続けられている。

このほか、ヒアリング調査時、総務契約課長から、仕事のしかたの変化に関わって、条例制定前は不正のない入札・契約の遂行と、低価格での調達の実現に開始していたのが、制定後は労務報酬下限額のチェックを通じて労働者や市民のことを考えるようになり、仕事のしかたが根本的に深く変わった、という趣旨の発言があった。

#### 4. 総合評価落札方式の本格実施

##### (1) 導入の背景

公契約条例とは直接関係しないが、前節でも触れたとおり、多摩市では、二〇一二年四月の公契

約条例の全面施行に合わせて、入札における総合評価落札方式の実施を本格的にスタートさせている。二〇〇八年八月から工事分野の条件付き一般競争入札として試行していたのを、二〇一二年四月から本格実施に切り替えた。

多摩市では二〇〇二年、当時の現職の市長が収賄の容疑で逮捕され、引責辞任したという経過がある。これ以降、入札・契約制度の改革が市政の重要課題として位置づけられ、予定価格の公表など、関係する取り組みが積み重ねられていた。二〇〇八年度からの総合評価落札方式の試行も、二〇一二年度からの公契約条例の全面施行および総合評価落札方式の本格実施も、二〇〇二年の右記の事件を契機とした、入札改革の文脈の中で進められたものと言える。

##### (2) 実施概要

総合評価落札方式は、試行の段階から工事分野の条件付き一般競争入札で実施されていた。実施目的は、①品質向上、技術開発・促進と合わせて評価することによる経済性・効率性の追求、②地元への貢献、③ダンピング防止、不適格業者の排除、の三点という。

本格実施後の適用基準は、予定価格五〇〇万円以上の工事である。これは公契約条例の適用される工事の予定価格の基準額と共通である。

国の提示する総合評価落札方式の四タイプ（高

度技術提案型、標準型、簡易型、特別簡易型)の区分では、多摩市の場合、施工計画を評価項目に加える「簡易型」と、それを加えない「特別簡易型」の二タイプを導入しており、前者は事業者の技術力を確認したいときに実施するという。いずれを選択するかは、案件ごとに総合評価落札方式審査会で判断するものとされている。

評価方法は加算方式で、価格点と価格以外の評価点を合計して評価する。価格以外の評価点は、特別簡易型の場合、「企業の技術力」(二八点満点)と「企業の信頼性・社会性」(一四点満点)の計四二点満点で評価される。簡易型の場合、「企業の技術力」の評価項目に「施工計画」(二五点満点)が加えられ、計五七点満点で評価される。簡易型における価格以外の評価項目および配点は**図表5**のとおりである。

落札者の選定にあたっては、有識者二名の意見を事前に聴取し、前出の総合評価落札方式審査会で審査することとされている。同審査会の事務局は、総務契約課が総括している。

二〇一七年度の実績は一九件で、金額としては計二二億七〇八万九七四七円とのことである。うち簡易型は一件、特別簡易型一八件である。簡易型の実績は年一〜二件程度、大型工事に適用される傾向がある。

## 5. 公契約制度の評価と課題への対応

### (1) 条例制定のメリット

公契約条例を制定したことによって得られたメリットについて尋ねたところ、以下の二点が挙げられた。

一つは、ダンピングの抑制である。一般競争入札は入札参加資格に制限がないため、不誠実な事業者が応札しダンピングを仕掛けてくる事態を防止するには一定の工夫が求められる。公契約制度は労務報酬下限額を定め、一定の水準以上の賃金等の支払いを契約上の義務とするものであるため、そもそもダンピングを仕掛けるような事業者が低価格で落札し、契約を締結しても、履行が難しい。不誠実な事業者を排除し、適正な入札・契約の環境を整備することは、地元の健全な事業者の経営を守り、ひいては地域経済や市民生活への貢献にも寄与する。

二つは、サヤ抜き構造の改革、いわゆるピンハネの抑制である。公契約制度は労務報酬下限額以上の賃金等の支払いに「受注者の連帯責任」を定め、それが履行されない場合は受注者(元請け)の責任で支払わなければならない。その確認のための労務台帳の作成・提出も受注者の責任で遂行しなければならない。こうした制度のもとでは、下請けが多層化することは労務管理および台帳整備のコストの観点からも望ましくない。多摩市では実際に、条例施行後、六〜七次下請けが広く行

われていた比較的大規模な工事などでも、三次下請けまでに留める効果が出ているという。下請けの多層化の抑制はピンハネの抑制につながり、労働者の賃金等の水準確保につながる。

このほか、冒頭で触れた市民シンポジウムでの発言から補足すれば、追加経費の問題が改善されたことも、特に事業者側のメリットの一つとして挙げられる。工事等で追加経費が発生した場合、本来は発注者である市が設計変更で対応するのが筋だが、その場合は議会承認の手続きが必要である。条例第八条にある「市長又は管理者及び受注者が相互に対等平等な関係にあること」という文言があらためて想起される。

### (2) 公契約制度の諸課題への対応

公契約条例に関する重要事項や今後検討すべき課題としてはこの間、審議会の求める検討事項に、大きくは、①労務台帳の改善、②条例の市民周知の方法、③労務報酬下限額の考え方、基準の整理、の三点が提起されている。

すでに着手されている改善策として、第一に、市職員への公契約制度に関する研修の実施が挙げられる。公契約制度は、同制度の所管課の職員だけが制度の趣旨を熟知していれば問題なく進展していくというのではなく、日常的に契約事務の処理や工事等の予算の要求などに携わる各原課の職員への理解の浸透も不可欠である。多摩市の場

<図表5> 多摩市の総合評価落札方式（簡易型）の評価項目・配点一覧

	評価視点	評価項目	評価基準	評価配点	評価点
企業 の 技 術 力	施工計画	工程管理に関する技術的所見	工程管理が適切であり、工程上工夫が見られ工期に余裕がある。	5	5
			工程管理が適切である。		3
			不適切ではないが、一般的事項の記載のみである。		0
	施工上の課題に対する技術的所見	課題への対応が現地環境条件を踏まえ適切な工夫があり優れている。	5	5	
		課題への対応が現地環境条件を踏まえ適切な工夫がある。		3	
		課題への対応は不適切ではないが、一般的事項の記載のみである。		0	
	施工上配慮すべき事項に対する技術的所見	配慮事項が現地環境条件を踏まえ適切な工夫があり優れている。	5	5	
		配慮事項が現地環境条件を踏まえ適切な工夫がある。		3	
		配慮事項は不適切ではないが、一般的事項の記載のみである。		0	
	企業の施工実績	過去5年間で契約金額が5,000万円以上の同種工事施工経験	本市発注の同種工事の元請としての施工経験	6	6
			本市以外の同種工事の元請としての施工経験		3
			同種工事の元請経験なし		0
	工事成績評点平均	多摩市における過去5年間の同種工事成績評点平均	75点以上	5	5
			70点以上75点未満		4
65点以上70点未満			3		
60点以上65点未満			2		
55点以上60点未満			1		
54点未満			0		
技術者の保有	一級または二級施工管理技士の保有人数 (配置予定技術者を除く2人までを対象とする)	一級2人	3	3	
		一級1人と二級1人		2	
		二級2人または一級1人		1	
		二級1人以下		0	
配置予定技術者	配置予定技術者の保有資格(監理技術者又は主任技術者)	一級施工管理技士	6	6	
		二級施工管理技士		3	
		なし		0	
配置予定技術者	配置予定技術者の同種工事で監理技術者・現場代理人として過去5年間の成績評点最高点(途中交代は除く)	76点以上	6	6	
		55点以上75点以下		3	
		54点以下		0	
品質管理	ISO9001又は14001の取得	両方取得	2	2	
		一方取得		1	
		未取得		0	
企業 の 信 頼 性 ・ 社 会 性	地域精通度	主たる営業所の所在地	市内における本支店・営業所等の所在の有無	2	2
			市内に本店あり		1
			市内に支店・営業所あり		0
	地域貢献度	災害協定等による地域貢献の実績	多摩市との災害協定の有無(組合等の構成員を含む)	12	3
			あり		1
			過去5年間での実績あり		0
		緊急工事等(単価契約)の契約実績	多摩市との緊急工事契約の有無	12	2
			あり		1
			過去5年間での実績あり		0
		消防団活動による地域貢献の実績	多摩市消防団員の有無	12	3
			あり		0
			なし		0
		障害者の雇用状況	障害者雇用の有無(雇用期間1年以上を対象)	12	1
			あり		0
なし	0				
男女共同参画の状況	育児・介護休業制度の有無(就業規則への記載)	12	1		
	あり		0		
	なし		0		
高齢者雇用の状況	高齢者雇用の有無(雇用期間1年以上を対象)	12	1		
	あり		0		
	なし		0		
労働環境の状況	建設業退職金共済制度の加入又は退職一時金制度の導入の有無	12	1		
	あり		0		
	なし		0		
社会保険の加入状況	社会保険加入の有無	12	0		
	あり(対象外含む)		0		
	なし		-1		
指名停止の状況	多摩市における過去3年間の指名停止状況	指名停止なし	12	0	
		6ヶ月未満の措置		-1	
		6ヶ月以上の措置		-2	

※ 多摩市ウェブサイト掲載「参加資格申請書等様式集(簡易型)」のうち「多摩市総合評価落札方式 簡易型 評価項目及び評価点」を引用。なお、特別簡易型の場合、表中「企業の技術力」のうち「施工計画」の部分が省略される。

合、審議会が設立当初よりこの課題を提言しており、概ね二年に一回のスパンで職員研修会が開催されている。

二つは、公契約制度の適用された工事等で働く労働者や、広く公共サービスを享受する一般市民に対し、制度に関する周知を図り、趣旨の理解を広げることである。現状では、工事等の囲いの外壁にポスター（資料3）を掲げ、当該工事現場・業務等には公契約制度が適用され、労務報酬下限額が設定されていることを、当該工事等に従事する労働者や一般市民に対して知らしめる取り組みが進められている。ポスターのデザインは、市民、市役所、労働者の三者が一体になって良い工事を進めているというのをイメージさせるため、わかりやすく柔らかいものにしたとのことである。

対応中の大きな課題として、複数年契約にかかわる労務報酬下限額の変更の問題がある。この点で多摩市の場合、工事等の分野では、いわゆる新労務単価・新技術者単価（二〇一八年三月適用）による契約に変更するための協議を請求できる特例措置の実施や、インフレスライド（多摩市工事契約約款「第二十五条第六項」の実施などにより、契約期間中における労務報酬下限額の変更も可能だが、業務委託にかかる複数年契約では、契約締結時の下限額を後に変えるための根拠となる規定がないため、現状では契約期間中の状況の変化に対応できない。この問題への対応についても審議会で現在議論中とのことである。

### <資料3> 多摩市公契約条例のポスター

このお仕事には

# 多摩市公契約条例

が適用されています

公契約条例とは・・・  
 市が発注する公共工事、委託業務などに従事する労働者の賃金や受注者の責任等を契約事項に加えた契約のことで、労働者の生活の安定を図り、公共工事及び公共サービスの質を向上し、地域経済や地域社会を活性化することを目指すものです。また、経営者にとっても、公正な競争機会の確保のメリットがあります。

**働く人たち・企業**

適正な賃金と労働条件で生活が安定

公正な競争機会により経営が安定

**市役所**

適正な契約手続き

**公契約条例**

**市民**

公共工事や市民サービスの質が向上  
地域経済の活性化

●●●多摩市公契約条例には、労務報酬下限額が定められています●●●

対象は？

労務報酬下限額とは？  
 事業者が労働者に支払う報酬の下限となる額です。職種ごとに市が時給単価を設定しています。

予定価格5,000万円以上の工事契約  
 予定価格1,000万円以上の業務委託契約の一部・指定管理などの契約

問合せ：多摩市役所 総務部 総務契約課  
 TEL 042-338-6808 / FAX 042-339-1490

詳しくは多摩市公式ホームページをご覧ください 多摩市 公契約条例 検索

このほか、現状では六〇歳以上の労働者を適用除外としている規定や、労務報酬下限額の算定の考え方の妥当性などについても、現状に満足せず、より良い選択肢があるかどうかを調査・検討することが、引き続き審議会での課題に挙げられている。

6. まとめて代えてー多摩市の取り組みに学ぶ

以上で見てきた、多摩市の公契約条例に基づく

制度運用の現状を踏まえて、同市の取り組みから他の自治体が学ぶ点について整理したい。

第一は、三者構成による公契約審議会の重要性を意識した運用である。有識者・労働者代表・事業者代表の三者によって構成にされる審議会は、労使交渉の場ではなく、「住民、市職員、労働者、事業者が、どうすれば誰もが納得を得られるのか知恵を出し合う場」として機能するものとなりうる。

あわせて、審議会の第一の役割は毎年度の労務報酬下限額について調査・検討することにあるが、公契約条例に関する重要事項や今後検討すべき課題についても市に対して提言を行う役割が持たされている。これに関わって、受注者対象のアンケートが毎年実施され、公契約条例に関する意見を一定のスパンで集める作業も続けられている。実態に即して公契約制度のあり方にローリングをかけ、制度の実効性を継続させていくための努力がうかがえる。

第二は、公契約制度の導入に伴って増えた新たな業務に、限られたマンパワーで対応するため、市の担当職員によって業務遂行上の工夫が続けられていることである。その工夫の一つは、前節でも紹介したとおり、労務台帳の確認作業の負担を制度の趣旨や実効性を確保しながら減らす取り組みである。現行の労務台帳のフォーマットは、歴代の担当職員が改良を積み重ねて到達したものであり、作業コストのさらなる軽減をめざし、改良はなお続いている。

第三は、公契約条例ないし公契約制度のメリットに関する積極的な周知の取り組みを続けていることである。そもそも公契約条例・制度のメリットが、あるべき水準の公共工事・公共サービスが阻害されることなく継続的に提供されることにある以上、特に一般市民にとってはその効果を自覚しづらいものであり、これも継続的かつ地道な情報発信などの取り組みが不可欠である。

右記のいずれからも、多摩市では、公契約条例を制定しただけで満足せず、いわば制度を形骸化させない努力を続けていることが見て取れる。多摩市には今後も引き続き公契約条例の先進地の一つとして、牽引役を果たすことが期待される。

### 【謝辞】

本稿の作成にあたっては、多摩市総務部総務契約課の櫻田芳恵係長に、内容の確認などにてお世話になりました。お名前を記し、謝意を表します。

### 【注】

(1) 二〇一七年三月発足。構成団体は、日本労働組合総連合会北海道連合会（連合北海道）のほか、全国建設労働組合総連合北海道建設労働組合連合会（全建連北海道）、全日本自治団体労働組合北海道本部（自治労道本部）、北海道公務共サービス労働組合協議会（北海道公務労協）、公益社団法人北海道地方自治研究所。委員は各団体の関係者計一五人で構成し、筆者もここに含まれる。

公契約WTのこれまでの主な取り組みは、市民向けシンポジウムの開催、自治体の入札・契約制度や公契約条例に関する学習会の開催、入札・契約に関する道内三五市対象のアンケート、条例制定自治体での視察・ヒアリングなど。

右記の条例制定自治体での視察・ヒアリングは、本稿で報告する多摩市が第一回目である。

(2) 二〇一七年六月二日に札幌市内で開催された「市

民シンポジウム 公契約条例を社会に広げよう」を指す。注1にある「市民向けシンポジウム」もこれを指す。

本シンポジウムの記録は本誌二〇一七年七月号（第五八二号）に掲載されているほか、北海道地方自治研究所ウェブサイトでも閲覧可能である。  
[http://www.hokkaido-jichiken.jp/04/kenyu\\_hiseiki.html](http://www.hokkaido-jichiken.jp/04/kenyu_hiseiki.html)

html

(3) アンケートは二〇一一年六月三〇日〜七月一日に実施。アンケート票は市内事業者や、過去三年間で工事（五〇〇〇万円以上）、委託（一〇〇〇万円以上）の契約実績のある事業者、計一二三事業者へ送付し、八五件の回答があった。結果は、公契約条例の制定に「賛成」三九（四六％）、「反対」一一（一三％）、「わからない」三三（三九％）、賃金実態については設計労務単価の九〇％未満が三四件中八件だったとのこと。調査当日配付資料「多摩市公契約条例」制定までの歩みと概要」に基づく。

(4) 一度目の改正は、平成二五年三月二九日条例第八号による。いわゆる労働者派遣法の正式な法律名が「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律」（昭和六〇年七月五日法律第八八号）から「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律」に改正されたことに伴い、第二条第四号イにおける同法律名を変更した。

二度目の改正は、平成二八年一月二六日条例

第四七号による。下水道事業の契約主体について、従前は市長だったのが、下水道事業への「地方公営企業法」(昭和二十七年八月一日法律第二九二号)の全面適用に伴い、二〇一七年四月一日より下水道事業管理者に変更された。これを受け、条例第六条第一項について、「市長又は教育委員会(以下これらを「市長等」という。)は…」から「市長、多摩市下水道事業管理者(以下「管理者」という。)又は教育委員会(以下これらを「市長等」という。)は…」に変更された。

(5) 注2にある市民シンポジウムでの古川弁護士の発言による。掲載誌『北海道自治研究』二〇一七年七月号(第五八二号)八頁参照。

(6) 台帳上では、熟練者を「a」、未熟練者を「b」と入力する欄が設けられ、その割合が判定される。熟練者が八割以上確保されていることが確認できれば「OK」、確認がつかない場合は「？」と表記される。

(7) 本件に関しては多摩市ウェブサイト以下の説明がある。「平成三〇年三月から適用する公共工事設計労務単価(以下「新労務単価」)が決定・公表され、「平成二九年三月から適用する公共工事設計労務単価」と比べ、全国平均で二・八%、東京都においても約二・四%の上昇となったこと、▽「公共工事の品質確保の促進に関する法律」(平成一七年三月三二日法律第一八号、二〇一四年六月改正)により、公共工事の品質確保の担い手が中長期的に育成・確保されるための適正な利潤が

確保されるよう、市場実態等を的確に反映した積算による予定価格の適正な設定が発注者の責務として位置付けられたこと、▽「技能労働者への適切な賃金水準の確保について」(平成三〇年二月一六日付、国土入企第二八号)により新労務単価の早期活用とインフレスライド条項の適用等について各自自治体に要請があったこと、▽多摩市として、新労務単価・新技術者単価による契約に変更するための協議を請求できる特例措置を実施するとともに、インフレスライド条項(多摩市工事契約約款「第二五条第六項」)を適用することとしたこと。

(8) 注5に同じ。掲載誌一一頁参照。

#### 【参考文献・資料】

- ・ 上林陽治「公契約条例の現状と要件」(『北海道自治研究』第五九四号所収二〇一二頁) 公益社団法人北海道地方自治研究所、二〇一八年七月
- ・ 斉藤徹史「自治体の入札制度の歴史と公契約条例」(『北海道自治研究』第五九〇号所収二〇一三頁) 公益社団法人北海道地方自治研究所、二〇一八年三月
- ・ 多摩市『多摩市における総合評価方式に関するガイドライン』二〇一二年一二月
- ・ 多摩市『多摩市公契約制度についての手引』二〇一五年四月
- ・ 多摩市総務契約課「多摩市公契約条例」制定までの歩みと概要」二〇一八年一月(ヒアリング当日提供資料、二〇一八年八月八日入手)
- ・ 野口鉄平「公契約条例制定の全国動向について」

(『北海道自治研究』第五八二号所収二〇一六頁) 公益社団法人北海道地方自治研究所、二〇一七年七月

古川景一ほか「市民シンポジウム 公契約条例を社会に広げよう」(『北海道自治研究』第五八二号所収二〇一七頁) 公益社団法人北海道地方自治研究所、二〇一七年七月

#### 【参照ウェブサイト】

- ・ 阿部ひろゆきと多摩の未来をつなぐ会  
<http://abe-hroyuki.jp/>
  - ・ 多摩市役所▽契約・入札  
<http://www.city.tama.lg.jp/category/5-1-0-0-0.html>
  - ・ 多摩市役所▽指定管理者制度  
<http://www.city.tama.lg.jp/category/2-4-3-3-0.html>
  - ・ 多摩市役所▽多摩市議会  
<http://www.city.tama.lg.jp/category/19-0-0-0.html>
- ※ 最終閲覧はいずれも二〇一八年一〇月二四日。

へまぎき こうじ・公益社団法人北海道地方自治研究所研究員▽